

1. 議事日程（平成31年第1回北広島町議会定例会）

平成31年3月20日  
午前10時開議  
於 議 場

- |       |        |  |
|-------|--------|--|
| 日程第1  | 議案第36号 | 訴えの提起について  |
| 日程第2  | 議案第37号 | 平成30年度北広島町一般会計補正予算（第6号）                                    |
| 日程第3  | 承認第1号  | 専決処分の承認について<br>（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）                     |
| 日程第4  | 議案第1号  | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例                     |
| 日程第5  | 議案第2号  | 北広島町公民館条例の一部を改正する条例  |
| 日程第6  | 議案第3号  | 北広島町芸北文化ホール条例及び北広島町図書館条例の一部を改正する条例                         |
| 日程第7  | 議案第5号  | 豊平保健福祉総合センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例                         |
| 日程第8  | 議案第6号  | 千代田都市計画千代田工業・流通団地地区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例     |
| 日程第9  | 議案第7号  | 北広島町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第10 | 議案第8号  | 北広島町放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例                         |
| 日程第11 | 議案第9号  | 北広島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例               |
| 日程第12 | 議案第10号 | 指定管理者の指定について   |
| 日程第13 | 議案第11号 | 金比羅辺地に係る公共的施設総合整備計画の策定について                                 |
| 日程第14 | 議案第12号 | 町道の路線の認定について（上小南1・2号線）                                     |
| 日程第15 | 議案第13号 | 町道の路線の変更について（中原輪田線）  |
| 日程第16 | 議案第14号 | 町道の路線の変更について（中頼信南線）  |
| 日程第17 | 議案第35号 | 北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例                                    |
| 日程第18 | 議案第36号 | 訴えの提起について  |
| 日程第19 | 議案第15号 | 平成30年度北広島町一般会計補正予算（第5号）                                    |
| 日程第20 | 議案第16号 | 平成30年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）                              |
| 日程第21 | 議案第17号 | 平成30年度北広島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）                               |
| 日程第22 | 議案第18号 | 平成30年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）                            |
| 日程第23 | 議案第19号 | 平成30年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第4号）                                |
| 日程第24 | 議案第20号 | 平成30年度北広島町電気事業特別会計補正予算（第3号）                                |
| 日程第25 | 議案第21号 | 平成30年度北広島町診療所特別会計補正予算（第3号）                                 |
| 日程第26 | 議案第22号 | 平成30年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算（第3号）                            |
| 日程第27 | 議案第23号 | 平成30年度北広島町水道事業会計補正予算（第3号）                                  |
| 日程第28 | 議案第37号 | 平成30年度北広島町一般会計補正予算（第6号）                                    |

日程第29	審 査 報 告	予算審査特別委員会審査報告
日程第30	議 案 第 24 号	平成31年度北広島町一般会計予算
日程第31	議 案 第 25 号	平成31年度北広島町国民健康保険特別会計予算
日程第32	議 案 第 26 号	平成31年度北広島町下水道事業特別会計予算
日程第33	議 案 第 27 号	平成31年度北広島町農業集落排水事業特別会計予算
日程第34	議 案 第 28 号	平成31年度北広島町介護保険特別会計予算
日程第35	議 案 第 29 号	平成31年度北広島町電気事業特別会計予算
日程第36	議 案 第 30 号	平成31年度北広島町芸北財産区特別会計予算
日程第37	議 案 第 31 号	平成31年度北広島町診療所特別会計予算
日程第38	議 案 第 32 号	平成31年度北広島町情報基盤整備事業特別会計予算
日程第39	議 案 第 33 号	平成31年度北広島町後期高齢者医療特別会計予算
日程第40	議 案 第 34 号	平成31年度北広島町水道事業会計予算
日程第41	審 査 報 告	請願・陳情等の常任委員会審査報告
日程第42	陳 情 審 査	陳情第1号 陳情書
日程第43		閉会中の継続審査の申し出について（3件）
追加日程第1		副議長の辞職について
追加日程第2		副議長の選挙
日程第44		常任委員会委員の選任について
日程第45		議会運営委員会委員の選任について
日程第46		議会広報特別委員会委員の選任について
追加日程第3		広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞職について
追加日程第4		広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
日程第47		閉会中の継続審査の申し出について

2. 出席議員は次のとおりである。

1 番 濱 田 芳 晴	2 番 美 濃 孝 二	3 番 真 倉 和 之
4 番 湊 俊 文	5 番 敷 本 弘 美	6 番 森 脇 誠 悟
8 番 山 形 しのぶ	9 番 亀 岡 純 一	10 番 梅 尾 泰 文
11 番 室 坂 光 治	12 番 服 部 泰 征	13 番 伊 藤 淳
14 番 中 田 節 雄	15 番 大 林 正 行	16 番 宮 本 裕 之

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 箕 野 博 司 副 町 長 中 原 健 教 育 長 池 田 庄 策  
芸北支所長 清 見 宣 正 大朝支所長 竹 下 秀 樹 豊平支所長 益 田 智 幸

危機管理課長	野上正宏	総務課長	畑田正法	財政課長	植田優香
企画課長	砂田寿紀	税務課長	浅黄隆文	福祉課長	細川敏樹
保健課長	福田さちえ	農林課長	落合幸治	商工観光課長	沼田真路
建設課長	川手秀則	町民課長	迫井一深	上下水道課長	中川克也
消防長	石井雅宏	学校教育課長	石坪隆雄	生涯学習課長	西村豊
会計管理者	畑田朱美	国土調査事務所長	堂原千春		

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 坂本伸次                      議会事務局 田辺五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 00分 開議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（宮本裕之） おはようございます。本定例会も本日が最終日となりました。質疑、答弁は要点のみ簡潔に行い、採決では起立なり挙手をはっきりわかるようお願いをしておきます。ただいまの出席議員は15名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第36号 訴えの提起について

○議長（宮本裕之） 日程第1、議案第36号、訴えの提起についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは議案第36号について説明します。追加議案集の1ページをお願いします。議案第36号、訴えの提起について説明します。本案は、訴えを提起するに当たり、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、町議会に提案するものです。詳細につきましては、担当から説明いたします。

○議長（宮本裕之） 上下水道課長。

○上下水道課長（中川克也） 議案第36号、訴えの提起につきまして、上下水道課からご説明を申し上げます。農業集落排水施設使用料の滞納処分に係る訴えの提起をすることにつきまして、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、町議会の議決を求めるところでございます。相手方は、記載のとおりでございます。事件名、農業集落排水施設使用料請求事件、事件の概要につきましては、農業集落排水施設使用料の滞納処分といたしまして、民事訴訟法第383条の規定に基づきまして、平成31年1月29日に管轄裁判所であります可部簡易裁判所に支払い督促を申し立て、徴収を図りましたところ、平成31年3月8日に相手方が督促に対する

異議を申し立てたため、民事訴訟法第395条の規定により、支払い督促の申し立て時に訴えの提起があったものとみなされるため、通常訴訟に移行することになったものでございます。

4、支払いを求める未払い農業集落排水施設使用料、金額23万2090円。期間は、平成27年10月請求分から平成30年11月請求分まででございます。5、管轄裁判所 可部簡易裁判所でございます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（宮本裕之） 以上で、提案理由の説明を終わります。本案については、後ほど審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第37号 平成30年度北広島町一般会計補正予算（第6号）

○議長（宮本裕之） 日程第2、議案第37号、平成30年度北広島町一般会計補正予算第6号を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） 別冊の平成30年度一般会計補正予算書をお願いします。議案第37号、平成30年度北広島町一般会計補正予算第6号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額は変更しませんが、歳出予算において、予算の組みかえについての補正を計上するものでございます。詳細につきましては、担当から説明します。

○議長（宮本裕之） 財政課長。

○財政課長（植田優香） 議案第37号、平成30年度北広島町一般会計補正予算第6号について財政課からご説明申し上げます。平成30年度一般会計補正予算書の事項別明細1、2ページをお願いいたします。どんぐり村浄化槽汚水処理費用について、8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費、13節委託料3839万6000円を減額し、10款教育費、5項保健体育費、6目豊平運動公園運営費、13節委託料3839万6000円を増額して執行する補正をお願いします。以上で、財政課から一般会計補正予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（宮本裕之） 以上で、提案理由の説明を終わります。本案については、後ほど審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（宮本裕之） 日程第3、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。お諮りします。本件は、承認することにご異議はありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（宮本裕之） ご異議なしと認めます。したがって、承認第1号、専決処分の承認を求める

ことについては承認することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第1号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（宮本裕之） 日程第4、議案第1号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありますか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（宮本裕之） 挙手全員です。したがって、議案第1号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第2号 北広島町公民館条例の一部を改正する条例

○議長（宮本裕之） 日程第5、議案第2号、北広島町公民館条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありますか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（宮本裕之） 挙手全員です。したがって、議案第2号、北広島町公民館条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第3号 北広島町芸北文化ホール条例及び北広島町図書館条例の一部を改正する条例

○議長（宮本裕之） 日程第6、議案第3号、北広島町芸北文化ホール条例及び北広島町図書館条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありますか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（宮本裕之） 挙手全員です。したがって、議案第3号、北広島町芸北文化ホール条例及び

北広島町図書館条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第5号 豊平保健福祉総合センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（宮本裕之） 日程第7、議案第5号、豊平保健福祉総合センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（宮本裕之） 挙手全員です。したがって、議案第5号、豊平保健福祉総合センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第6号 千代田都市計画千代田工業・流通団地地区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

○議長（宮本裕之） 日程第8、議案第6号 千代田都市計画千代田工業・流通団地地区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。2番、美濃議員。

○2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。これは準工業地域から工業地域に変更になることによる条例改正でありますけれども、これまでのように準工業地域であれば、金属の溶融加工やアスファルトや合成ゴム、パルプの製造など危険性が高いとされる工場や石油類等の危険物の貯蔵量が多い施設等を設置する場合は、地元説明会や了解が必要であるが、それがなくなるとはどうかを伺います。

○議長（宮本裕之） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） 準工業地域から工業地域に変更することに伴って、地域との協議が必要なくなるかというご質問でございますけれども、この条例の趣旨は、建築物の制限に係る部分で矛盾が、矛盾というか、二重に制限受けたりすることがないように整合を図るためのものでございます。議員ご指摘のとおり、千代田工業・流通団地地区におきましては、地域との事前協議というものが協定の中でうたわれております。それから環境保全に関する町の保全条例等もございまして、そういうものについては今後も引き続き適用となるものでございます。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 2番、美濃議員。

○2番（美濃孝二） そうしますと、事前協議の協定や保全条例が生きるので、例えば、ここに進出する企業が先ほど言ったような危険物等の貯蔵するようなものをつくるときは、規制が

かかる、地元説明をして、了解が必要になるのかどうか伺います。

○議長（宮本裕之） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） 今回の用途地域の変更については、北広島町が今後工業に特化したまちづくりを目指すという意思を表明したものではありません。北広島町開発等の適正化に関する条例、それから先ほど申しましたように、千代田工業・流通団地環境保全協定の定めによりまして、周辺の悪影響の防止には努めてまいります。それから町の同意が必要ということでございますけれども、最終的には町長が同意をすることが求められるわけですが、その前に事前に関係周辺地域の皆様方に丁寧な説明をして、同意を得られるように、理解を求めていくということが進出事業者のほうに求められております。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 2番、美濃議員。

○2番（美濃孝二） そうしますと、地元の同意を求めていくのはわかりましたが、同意を得られない場合はどうなりますか。

○議長（宮本裕之） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） 同意が得られないということは、ちょっと想定はしておらないわけですが、法的には、そういう建築基準法等とかの法的なものの制約はなくなるわけですが、ただし、十分な用途地域地区計画の変更の見直しのポイントとして、周辺宅地からの十分な離隔をとること、それから緑化等に努めることというふうにしておりまして、なるべく周辺環境の悪化にならないようにということであっております。地域への丁寧な説明をしていただいて、同意が得られるようにするということが最終的な進出の鍵となると思っております。

○議長（宮本裕之） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。2番、美濃議員。

○2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。議案第6号、千代田都市計画千代田工業・流通団地地区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例の反対討論を行います。千代田工業流通団地は、そもそも流通団地として買収され、県が造成をしました。そのときには工場が来ることは想定されておらず、住民も納得していました。しかし買収が進まないため、大宅盤化し、工場等も進出できるようにして、危険性が大きいものについては地元で説明が義務づけられています。ところが工業地域になると、地元の説明や了解は必要でない。今、質疑で、なるべくという言い方や同意が得られるように努力するということとは言われますけれども、了解が前提条件という答弁はありませんでした。住民が幾ら不安の声を上げても食いとめることはできず、住民の平穏な生活や環境が脅かされることになりかねません。よって、現時点では用途地域の変更は認めることができず、この条例改正には反対であります。議員各位のご賛同をお願いします。

○議長（宮本裕之） ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本件について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（宮本裕之） 起立多数です。したがって、議案第6号、千代田都市計画千代田工業・流通団地地区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第7号 北広島町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

- 議長（宮本裕之） 日程第9、議案第7号、北広島町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（宮本裕之） 挙手全員です。したがって、議案第7号、北広島町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第8号 北広島町放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

- 議長（宮本裕之） 日程第10、議案第8号、北広島町放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（宮本裕之） 挙手全員です。したがって、議案第8号、北広島町放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第9号 北広島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- 議長（宮本裕之） 日程第11、議案第9号、北広島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。2番、美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。これは放課後児童クラブの指導員を確保するための条例と思いますが、現状はどうか。指導員が不足はしていないのか伺います。
- 議長（宮本裕之） 生涯学習課長。



- 生涯学習課長（西村 豊） 放課後児童クラブの支援員さんの人員の確保ということでございます。放課後児童クラブの運営につきましては、学校終了後、約4時ぐらいから6時までの時間ということもあります。時間が短いということもあまして、なかなか支援員さんが見つかっていない状況はあります。しかし現在のところ放課後児童クラブを運営しておりますので、現在のところでは人員は足りているというところでございます。
- 議長（宮本裕之） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） この条例の最後のところ、（10）に、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めた者ということが書いてありますが、5年以上とはどういう条件か。また、従事した者とは、どういう内容かを伺います。
- 議長（宮本裕之） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（西村 豊） この（10）の5年以上というところでございますが、放課後児童クラブの支援員として5年以上、通算です。5年以上の経験がある者ということでございます。また、その中で、町長が認めた者というところでございますが、ここは、適任であるといえますか、これまで経験された中で、引き続き児童クラブの支援員として従事することができるというふうに認めたものということでございます。
- 議長（宮本裕之） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（宮本裕之） 挙手全員です。したがって、議案第9号、北広島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第10号 指定管理者の指定について

- 議長（宮本裕之） 日程第12、議案第10号、指定管理者の指定についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（宮本裕之） 挙手全員です。したがって、議案第10号、指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第11号 金比羅辺地に係る公共的施設総合整備計画の策定について

- 議長（宮本裕之） 日程第13、議案第11号、金比羅辺地に係る公共的施設総合整備計画の策

定についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（宮本裕之） 挙手全員です。したがって、議案第11号、金比羅辺地に係る公共的施設総合整備計画の策定については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第14 議案第12号 町道の路線の認定について

○議長（宮本裕之） 日程第14、議案第12号、町道の路線の認定についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（宮本裕之） 挙手全員です。したがって、議案第12号、町道の路線の認定については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第15 議案第13号 町道の路線の変更について

○議長（宮本裕之） 日程第15、議案第13号、町道の路線の変更についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（宮本裕之） 挙手全員です。したがって、議案第13号、町道の路線の変更については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第16 議案第14号 町道の路線の変更について

○議長（宮本裕之） 日程第16、議案第14号、町道の路線の変更についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（宮本裕之） 挙手全員です。したがって、議案第14号、町道の路線の変更については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第35号 北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（宮本裕之） 日程第17、議案第35号、北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。2番、美濃議員。

○2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。議案第35号、北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について反対討論を行います。この条例は、県単位化に伴って、県内市町の保険料を統一させることを前提とし、6年間の激変緩和措置の2年目の国保税を定める条例です。一般質問や質疑で明らかにしたように、この単位化によって、主に次のような問題があると思います。1つは、北広島町民が健康診断やがん検診などを受け、病気の早期発見、早期治療を進め、できるだけ医療費がかからないように努力しても国保税は下がらないということです。来年度当初予算では、保険給付費が前年比で4億1000万、約25%も削減されているのに保険税はほとんど変わっていません。そのため質疑で聞いたところ、課長は、町独自の取り組みでは下がってこないと答弁したことからも明らかです。2つ目は、資産割がなくなると言いますが、所得割は1.3倍以上になり、1人当たりにかかる均等割は、毎年引き上がり、4万2000円から5万2245円と1万円以上も増えるからです。その結果、6年間で国保税が1人当たり約2万円も引き上がるのです。そもそも均等割は、赤ちゃんからお年寄りまで同じ額の人頭税としての批判があり、子どもが生まれた途端に5万円も増額になり、子育てに逆行します。そのため、全国では18歳未満の均等割を免除する自治体生まれるほどです。均等割や世帯当たりの平等割がない社会保険と比べて国保税は2倍近くも多く徴収されているのです。3つ目は、県内どこに住んでいても同じ保険税にするとはいいますが、医療環境が公平でないからです。医療機関が身近にあり、いつでも必要なときに受診できる都市部と違い、北広島町は耳鼻科や皮膚科も少なく、豊平病院も無床診療所になり、同じ国保税を払っても必要な診療を受けるためには、交通費や時間をかけて、遠くの医療機関に行かなければならず、税以外の負担も増えるのです。4つ目は、現在でも国保税が高過ぎるとの意見が多くある中、これ以上の値上げは町民の命と暮らしを脅かすものだからです。このような県単位化を進めるための条例には反対です。あわせて、この条例に基づく平成31年度当初予算にも反対することを表明しておきます。議員各位のご賛同をお願いします。

○議長（宮本裕之） 賛成討論はありませんか。ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（宮本裕之） 起立多数です。したがって、議案第35号、北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第36号 訴えの提起について

○議長（宮本裕之） 日程第18、議案第36号、訴えの提起についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。10番、梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 10番、梅尾でございます。この訴えの提起についてということでありまして、これは、農業集落排水処理施設使用料ということですが、お聞きをするところ、これまで38か月のうちの34か月分が使用料が未納になっているということの案件でありますけれども、トータルで23万2千幾らでありますけれども、これを一遍に納めてくださいというふうなことになったのかなというふうに思うんですけれども、そのことに対する異議の申し立てがあったということですが、中身について、納めないよということではなくて、分割をというようなことであるのかなというふうに思いますけれども、その中身についてお知らせをいただきたいと思います。

○議長（宮本裕之） 上下水道課長。

○上下水道課長（中川克也） 今回の訴えの提起につきましては、農業集落排水施設使用料の滞納ということで、議員おっしゃいますように、38か月分のうちの34か月ということでありまして、当方から支払い督促の申し立てということで、給与の差し押さえ等によります徴収ということで、督促の申し立てということでさせていただきましたが、裁判の案件でございますので、詳しい内容は控えさせていただきますと思います。

○議長（宮本裕之） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 詳しい中身は申し上げられないということですから、それはそれでいいんですけれども、払わないよということの異議の申し立てだったのか、いやそうじゃなくて、当然払わなくてはならないという下水道の関係でありますから、そのものを少し納付方法を考えさせてよということなのか、そこのところぐらいはお答えいただきたいと思います。

○議長（宮本裕之） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（中川克也） 滞納の件につきましては相手方も了承されている状況です。支払いの方法について、分割での希望をされたということでございます。以上でございます。

○議長（宮本裕之） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（宮本裕之） 挙手全員です。したがって、議案第36号、訴えの提起については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第15号 平成30年度北広島町一般会計補正予算（第5号）

○議長（宮本裕之） 日程第19、議案第15号、平成30年度北広島町一般会計補正予算第5号

を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。2番、美濃議員。

○2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。まず、歳入について伺います。4ページの特別交付税1億164万の減額になっておりますが、その主な理由について伺います。2つ目は6ページ、町有千代田住宅使用料400万円の増額です。入居者が増えたのかどうか、内容を伺います。

16ページ、雑入の雑入、1000万円増額になっておりますが、その内容について伺います。

○議長（宮本裕之） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（植田優香） まず、1点目の4ページの特別交付税の減額の理由でございますが、平成26年度以降、毎年約5000万円ずつ特別交付税のほうが減額となっております。29年度は、災害があったために28年度と同様の金額で推移しておりますが、その29年度分、30年度分、例年の5000万ずつを見込んで、このたび約5億の特別交付税があるところを見込みまして、当初予算より1億減額したものでございます。以上です。

○議長（宮本裕之） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） 町有千代田住宅の使用料でございますけども、入居の推移を見ながら年度の精算見込みを示したものでございます。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 歳入18ページの雑入1000万増の内容でございます。この一部につきましては、総務課関係、災害対策費用保険という保険に入っております、全国町村会から保険料としまして、29年、23年度分の各100万円、200万円が入っております。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 町有千代田住宅についてですが、大体わかりましたけども、現在の入居率、空き家の部屋ですね。どれぐらいあるのか、伺います。1000万のうち200万はわかりましたが、それ以上のものはないということでしょうか。どの程度、または、それ以上のものがあつたらお答えください。歳出について伺います。4ページですが、一般企画事業の報償費208万円減額になってますが、その理由、内容を伺います。次に、6ページの諸費、還付金として8384万円、この内容を説明を求めます。

○議長（宮本裕之） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） 町有千代田住宅の入居率でございますけども、3棟で40戸ずつありまして、120戸ございます。現在6戸ほど空きがありますので、95%の入居率となっております。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 企画課長。

○企画課長（砂田寿紀） 歳出予算4ページの一般企画事業の報償費の減額でございますが、これはふるさと寄附に対します返戻品の買い上げ金の名目でございます。これ、見込みに修正をしているところであります。

○議長（宮本裕之） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（植田優香） 雑入の内容でございますが、協働のまちづくり事業助成金、安全・安心まちづくり事業助成金が各400万円となっております。以上です。

○議長（宮本裕之） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） 雑入ですけども、農林課関係でございますが、こもればの森林オーナー入会金、これが28万5000円、雑入になっております。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

- 2番（美濃孝二） 大きな金額はもういいんですが、最後に聞いた歳出諸費の中の還付金8384万円の主な内容を聞いてるんですが、その答弁がないので。
- 議長（宮本裕之） 税務課長。
- 税務課長（浅黄隆文） 還付金の減でございます。これは、固定資産税に係る免除がございましたけれども、平成29年度に歳入のほうから還付をすることができましたので、30年度に歳出のほうで還付をする必要がなくなったために減額をするものでございます。以上です。
- 議長（宮本裕之） ほかに質疑はありませんか。10番、梅尾議員。
- 10番（梅尾泰文） 10番、梅尾でございます。歳出の28ページであります、下段のほうにあります地籍調査事業委託料がマイナスになっているんでありますが、先日もお聞きをしましたが、国土調査が残っている国土調査が156haあるよということがあって、それをするには、大体これから、今の人員でやっていると70年かかるよという答弁があったわけですが、そういう状況の中で、国土調査ができなかったということだろうかなというふうに思いますが、マイナスの1100万ぐらいが減っていくということで、できるだけ急いでやらなくてはならない状況がある一方、片一方では、補正予算で減にしようということがちょっとよくわからないのでお聞きをしたいということ、それからもう1点だけ、32ページの下段でありますけれども、公有財産の購入費というのは、多分千代田地域の町の公民館の跡地、それと、その下の補償と補填及び賠償金が470万ほど減になっておりますが、その中身をお聞きしたいと思います。
- 議長（宮本裕之） 国土調査事務所長。
- 国土調査事務所長（堂原千春） それでは、国土調査の費用が減額したことについて回答させていただきます。国土調査事業は、国土調査するための事業費の半分を国が負担し、それから、その事業の4分の1を県、それから、その4分の1をあと残りの町が負担をして事業しております。それで、当初、歳入のほうの10ページに記載しておりますけど、国と県のほうの事業に対する補助金が減額したことによりまして、歳出のほうも減ってきております。要望としては町のほうは出してるんですが、国、県のほうでちょっと事業費がついていないので減額というふうなことでございます。
- 議長（宮本裕之） 建設課長。
- 建設課長（川手秀則） 歳出32ページの補償補填及び賠償金の減額でございますけれども、精算見込みによる各費目の調整を行ったほか、主な理由といたしましては、まちづくり拠点整備の事業の関係で、全体の事業の進捗調整を行いまして、賠償金を支出する見込みがなかったということで減額をしております。以上でございます。
- 議長（宮本裕之） 梅尾議員。
- 10番（梅尾泰文） 国土調査の関係は、国、県の予算がつかなくなったから、実施できなかったということのようではありますが、進捗率75%で、まだ25%残っているわけですから、いずれにしても、我がまちとしては、できるだけ早く国土調査をしていくということにならない限り、土地も動きませんし、管理も十分にできないという状況がありますから、ぜひ、国、県にしっかり働きかけをして、人員も、国土調査の関係の人員もふやして、急いでやっていく。これから先70年待つてよというふうな状況になってきたんでは、とてもいい状況にならないということで、もう一度決意のほどをお聞きしたいというふうに思います。それから補填と賠償金でありますけれども、これはもともとそういう補填であるとか賠償金ということを見

積もって支出をしていくよという準備金があったけれども、そういう事態にならなかったから精算をして、これだけその項目を減にしたよということなんでしょうか。ちょっと言葉が聞こえにくかった。音声に乗りにくかったということがありますので、だぶってでもいいですから、もう一回はっきりとお願いしたいと思います。

○議長（宮本裕之） 国土調査事務所長。

○国土調査事務所長（堂原千春） 国土調査の進捗に対する決意ということでございます。今のほうで、次期国土調査の推進のための10カ年計画を作成をしております。その中で、今問題となっております管理人の不明の土地をどうしていくかとか、そういうことについて議論がされております。そういうことを今後の国土調査に生かしていきながら、なるべく早く終わるように考えていきたいと思っております。

○議長（宮本裕之） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） 補償補填及び賠償金の件でございますけれども、これは節の名称でございまして、補填とか賠償を予測して立てておるものではございません。主には、そういう道路改良事業に伴いまして、電柱であったり、立木であったり、建物であったり等々のそういう物件の移転補償金を見積もっております。先ほどからの繰り返しになりますけれども、拠点整備の全体事業費の進捗調整見直しによりまして、そこの予算がどうしても不足が生じたことによりまして賠償に至らなかったというところでございます。以上でございます。

○議長（宮本裕之） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。2番、美濃議員。

○2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。議案第15号、北広島町一般会計補正予算第5号の反対討論を行います。この第3表の債務負担行為補正が出ています。内容はそこにありますが、まちづくり拠点施設建築施工監理委託料に2000万及び同建築工事請負費11億円は、まちづくり拠点整備である千代田中央公民館の建てかえと周辺整備を2年間かけて行うための財政措置であります。一般会計でも議案質疑で取り上げましたが、老朽化した千代田中央公民館の建てかえは必要と考えますが、11億円は余りにも過大な投資であり、医療、福祉、インフラ整備など、他の事業に大きな影響を与えると考えます。そのため、この11億円の債務負担行為を含む一般会計補正予算には反対します。議員各位のご賛同をお願いします。

○議長（宮本裕之） 賛成討論はありませんか。ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（宮本裕之） 起立多数です。したがって、議案第15号、平成30年度北広島町一般会計補正予算第5号は、原案のとおり可決されました。暫時休憩します。11時5分から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 54分 休憩

午前 11時 05分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（宮本裕之） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議案第16号 平成30年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（宮本裕之） 日程第20、議案第16号、平成30年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（宮本裕之） 挙手全員です。したがって、議案第16号、平成30年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第3号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 議案第17号 平成30年度北広島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（宮本裕之） 日程第21、議案第17号、平成30年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第3号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（宮本裕之） 挙手全員です。したがって、議案第17号、平成30年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第3号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 議案第18号 平成30年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（宮本裕之） 日程第22、議案第18号、平成30年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（宮本裕之） 挙手全員です。したがって、議案第18号、平成30年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号は、原案のとおり可決されました。



~~~~~ ○ ~~~~~

日程第23 議案第19号 平成30年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第4号）

- 議長（宮本裕之） 日程第23、議案第19号、平成30年度北広島町介護保険特別会計補正予算第4号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。2番、美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。介護保険、歳入の2ページ、第1号被保険者保険料中の特別徴収保険料、地域支援事業、432万5000円が減額となり、その上の特別保険料432万5000円と同額で増えておりますが、それが移ったものなのか、その理由。それとも関係をしているのかもしれませんが、1ページから6ページまで財源更正として地域支援事業の保険料が一般財源に振りかえられていますが、この理由について伺います。
- 議長（宮本裕之） 保健課長。
- 保健課長（福田さちえ） まず、初めに歳入の2ページでございます。財源更正、現年度分の中のものを地域支援事業にやったのは、地域支援事業の中の事業費のほうの精算見込みもあわせて、その歳出にあわせてのものの歳入の財源更正という形でございます。一般会計の歳出のほうの地域支援事業費のところの財源更正をしておりますものも、29年度の一般会計繰入金のところの精算に伴うものでありますとか、そちらのほうでの予算措置もございまして、そちらも含めての財源更正となっているというところでございます。地域支援事業の中の事業の中を国とか県と相談しまして、若干移した部分もございまして、それにあわせて、歳入のところが変わってきておりますので、そのための財源更正でございます。
- 議長（宮本裕之） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 財源更正は大体わかりましたが、特別徴収保険料の地域支援事業と特別徴収保険料とのあれで、これも財源更正なのかなと思ったんですが、歳入にあわせて精算をした見込みだと、もうちょっとわからないんです。同じ額が、地域支援事業だったものが特別徴収保険料ということで、何で移るのかなと思って、もう少しわかりやすく教えてください。
- 議長（宮本裕之） 保健課長。
- 保健課長（福田さちえ） 歳出のほうで、地域支援事業費の中で、それぞれの事業の中の歳出の部分の支出の部分を県、国と相談して変えている部分がございまして、それにあわせて、地域支援事業のほうの歳入のところ介護保険料のところの負担の割合も変わってきたりしますので、そちらのほうで、歳入のところの部分も変わってくるということでございます。
- 議長（宮本裕之） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（宮本裕之） 挙手全員です。したがって、議案第19号、平成30年度北広島町介護保険特別会計補正予算第4号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 議案第20号 平成30年度北広島町電気事業特別会計補正予算（第3号）

- 議長（宮本裕之） 日程第24、議案第20号、平成30年度北広島町電気事業特別会計補正予算第3号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（宮本裕之） 挙手全員です。したがって、議案第20号、平成30年度北広島町電気事業特別会計補正予算第3号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25 議案第21号 平成30年度北広島町診療所特別会計補正予算（第3号）

- 議長（宮本裕之） 日程第25、議案第21号、平成30年度北広島町診療所特別会計補正予算第3号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。2番、美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。歳出の2ページの介護保険事業収入、説明はありました。その中で雄鹿原、事業収入519万円増額、これは訪問看護のリハビリ実績というふうに聞きましたが、当初予定していた点と比べ、約1.5倍ふえているんじゃないかと、どういうことがあったのか。頑張ったからだと思うんですが、どういう点での努力の内容があったのか伺います。
- 議長（宮本裕之） 保健課長。
- 保健課長（福田さちえ） どういう点で頑張ったかというところでございます。訪問看護とあわせて、訪問リハビリの件数が増えておりますので、そちらのほうの事業実績でございます。以上でございます。
- 議長（宮本裕之） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（宮本裕之） 挙手全員です。したがって、議案第21号、平成30年度北広島町診療所特別会計補正予算第3号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第26 議案第22号 平成30年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算（第3号）

- 議長（宮本裕之） 日程第26、議案第22号、平成30年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算第3号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（宮本裕之） 挙手全員です。したがって、議案第22号、平成30年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算第3号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第27 議案第23号 平成30年度北広島町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（宮本裕之） 日程第27、議案第23号、平成30年度北広島町水道事業会計補正予算第3号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（宮本裕之） 挙手全員です。したがって、議案第23号、平成30年度北広島町水道事業会計補正予算第3号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第28 議案第37号 平成30年度北広島町一般会計補正予算（第6号）

○議長（宮本裕之） 日程第28、議案第37号、平成30年度北広島町一般会計補正予算第6号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（宮本裕之） 挙手全員です。したがって、議案第37号、平成30年度北広島町一般会計補正予算第6号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第29 予算審査特別委員会審査報告

○議長（宮本裕之） 日程第29、予算審査特別委員会の審査報告を議題とします。議案第24号、平成31年度北広島町一般会計予算から、議案第34号、平成31年度北広島町水道事業会計予算までの予算関係11議案については、予算審査特別委員会へ審査を付託しておりますので、その結果について報告を求めます。予算審査特別委員会、中田委員長。

○予算審査特別委員長（中田節雄） 平成31年3月20日 北広島町議会議長宮本裕之様。予算審査特別委員会委員長中田節雄。議案第24号から議案第34号の平成31年度北広島町一般会計予算、特別会計予算、事業会計予算の予算審査特別委員会の審査報告。1、審査対象 議案第24号、平成31年度北広島町一般会計予算、議案第25号、平成31年度北広島町国民健康保険特別会計予算、議案第26号、平成31年度北広島町下水道事業特別会計予算、議案

第27号、平成31年度北広島町農業集落排水事業特別会計予算、議案第28号、平成31年度北広島町介護保険特別会計予算、議案第29号、平成31年度北広島町電気事業特別会計予算、議案第30号、平成31年度北広島町芸北財産区特別会計予算、議案第31号、平成31年度北広島町診療所特別会計予算、議案第32号、平成31年度北広島町情報基盤整備事業特別会計予算、議案第33号、平成31年度北広島町後期高齢者医療特別会計予算、議案第34号、平成31年度北広島町水道事業会計予算。以上11件。2、審査期間 平成31年3月11日から15日までの3日間。3、審査方法 平成31年度第1回北広島町議会定例会開会の3月4日に、平成31年度北広島町予算関係11議案の予算審査を行うために予算審査特別委員会を設置され、予算審査の付託を受けた。よって、特別委員会を3月11日、14日、15日に招集し、11日は、執行者等の出席を求めて各会計の予算説明を受け、その後、14日、15日の2日間で質疑を行い、慎重審査を行い、最後に特別委員会として採決を行った。4、審査結果 付託を受けた平成31年度北広島町予算関係議案11件については、原案可決と決定した。審査意見 平成31年度予算は、第2次箕野町政になって3年目の予算編成となるものである。平成29年、30年に発生した豪雨災害の復旧工事等の事業が執行される中、一般会計予算は144億1000万円で、前年度に比べ2億3000万円、率にして1.6%の減となっている。歳入のうち町税は、個人所得の上昇や景気回復などの影響が見られるとし、個人、法人町民税とも増、固定資産税は、償却資産について企業における投資等による増、また、森林環境譲与税の新設により全体として増額となるが、地方交付税では、普通交付税の合併特例加算分の段階的な減少の影響や臨時財政対策債を含め、トータルで1億2000万円の減額が見込まれるなど厳しい財政状況のもと、財政調整基金、減債基金、地域振興基金、過疎地域自立促進基金、その他基金を合わせて6億8500万円繰り入れての予算編成となっている。平成31年度の主要事業・事業の展開において、新規事業として第2次北広島町長期総合計画に掲げる住民と行政が一体となって未来を創造するまちでは、役場周辺地区都市再生整備事業、スポーツを核とした地域づくり事業、心身ともに健やかで安心して暮らせるまちでは、北広島町豊平診療所事業などが重点施策として位置づけられている。また、本特別委員会の中では、公民館運営からまちづくりセンターへの管理運営への移行やまちづくり拠点施設建設事業、高齢者等の移動の確保など、生活交通の再編、個々の事業の精査実施の必要性など、各課題への取り組み、施策に対して多くの質疑がなされている。これらの質疑をもとに課題解決に向けて、早急かつ着実に取り組んでいただきたい。平成31年度は、町長の方針である、明るく元気なまちづくり、あなたとともに に向けて、より一層事業の集中と選択、業務の効率化、経費削減等の徹底を進めながら、限られた財源で最大の効果が上がるように、町長、管理職及び職員が一丸となって知恵を絞り、危機感とスピード感を持って事務執行に当たられるよう求めて、報告とする。

- 議長（宮本裕之） これで委員長の報告を終わります。これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これをもって予算審査特別委員会の審査報告を終わります。これより予算関係11議案について、議案ごとに討論及び採決を行います。なお、予算審査特別委員会へ付託した予算関係11議案については、委員長の報告は、全て原案可決です。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第30 議案第24号 平成31年度北広島町一般会計予算

- 議長（宮本裕之） 日程第30、議案第24号、平成31年度北広島町一般会計予算について討論を行います。まず、本案に対する反対討論を許します。反対討論はありませんか。2番、美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。議案第24号、平成31年度北広島町一般会計予算の反対討論を行います。反対する主な理由は、第1に、まちづくり拠点整備の事業費が余りにも巨額であるためです。千代田中央公民館の建てかえは必要と考えますが、2年間で11億円もの巨額投資は、年140億円の財政規模に抑制しようとする北広島町にとって大きな負担であり、身の丈に合っていません。さらには、周辺部とのバランスが崩れ、医療や福祉、インフラ整備をおくらせることとなります。しかし質疑で、10億円は必要、他の事業がおくれるとは考えていないとの認識には納得できず、認めることはできません。第2は、豊平診療所について、豊平住民の思いを受けとめていないからです。住民が強く望む整形外科医師配置は、月1日で、医療系リハビリも希望どおり実施できないと考えます。また、町雇用の派遣医師の診療報酬は、収支が黒字になるまで明和会収入にするとのことですが、そもそも5000万円から1億円の指定管理料がかかるから無料の明和会を採用したのであり、全く非現実的です。さらに、理学療法士の増員は、利用状況を見て指定管理者が考えると無責任であること、お年寄りがとても利用できない千代田へのタクシー運行など、とても納得できるものではありません。第3は、住宅新築資金貸付金の回収のための資料を議会に提出しないからです。貸付金の滞納が約3500万円にもなるのに、幾ら聞いても有効な回収の手だてがないため、議会に個人情報伏せてでも資料を提出し、一緒に考え、取り組もうと提案したにもかかわらず、資料は提供しないと断ったからです。これでは町民の貴重な税金が回収される見通しがありません。第4は、町民の要望の大きい、高いホープタクシー料金を見直すかどうかの実証運行を行わないからです。質疑で明らかにしたように、町長は、選挙直前の2年前の2月議会の一般質問に対し、値下げをしても、それ以上の利用者が増えれば全く問題はない。値下げも含めて検討していくべきだと思うと答弁をしました。そのため今議会の質疑で、行う考えはないのかと質疑したところ、料金を下げても利用者が伸びるのは難しい。総合的に判断し、現行料金でやると、試すこともせず、退けました。これでは約束違反であり、納得できません。第5は、解放団体補助金47万円です。改めて必要性、認識を聞きましたが、これまでと同様に、差別はまだあるとの認識で、同和だけを特別扱いし、女性、高齢者、障害者などのように、一般行政で公平に行わないからです。第6は、ため池対策のための職員を増やさないと聞かれました。昨年、ため池対策が大問題となり、国は、ため池管理法案を提出して、廃池や管理権の市町村取得など、抜本的に強化しようとしています。そのためには現地に出かけ、地元管理者としっかり協議することが必要です。しかし北広島町は、担当する職員が足りないことが明らかなのに、できる限りのところでしかできないと職員を補充せず、責任を放棄しているからです。以上を主な理由として一般会計当初予算に反対をいたします。議員各位のご賛同をお願いします。
- 議長（宮本裕之） 次に、賛成討論を許します。賛成討論はありませんか。ほかに討論はありませんか。13番、伊藤議員。
- 13番（伊藤 淳） 13番、伊藤淳です。31年度一般会計予算について反対討論をさせてい

ただきます。2点の要点があります。まず、まちづくり拠点整備事業が千代田地域以外の豊平、芸北、大朝、この3地域にまたがる拠点となり得るかという議論が尽くされていない点があります。次に、その費用が10億という額であるためです。老朽化している公民館建て替えが必要なことはわかります。必要です。しかし、学校施設や民間のスペースをかわりに使うこと、これができないかという提案があります。現在の公民館の近くには学校や開発センター、サンクスなど、そういった場所があります。これらの施設を公民館活動に使うには幾らかハードルがありますが、話し合いと手間をかければ解決できるものもあります。それが今からの時代に必要な動きであり、選択と集中するべき方向と考えます。以上、4地域にとって本当に必要な拠点整備なのかという点と、貴重な財源を使うべき方向性が違うという点から反対討論といたします。議員各位の賛同をよろしくお願いします。

○議長（宮本裕之） ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（宮本裕之） 起立多数です。したがって、議案第24号、平成31年度北広島町一般会計予算は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第31 議案第25号 平成31年度北広島町国民健康保険特別会計予算

○議長（宮本裕之） 日程第31、議案第25号、平成31年度北広島町国民健康保険特別会計予算について討論を行います。まず、本案に対する反対討論を許します。反対討論はありませんか。次に賛成討論を許します。賛成討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手多数）

○議長（宮本裕之） 挙手多数です。したがって、議案第25号、平成31年度北広島町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第32 議案第26号 平成31年度北広島町下水道事業特別会計予算

○議長（宮本裕之） 日程第32、議案第26号、平成31年度北広島町下水道事業特別会計予算について討論を行います。まず、本案に対する反対討論を許します。反対討論はありませんか。次に賛成討論を許します。賛成討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（宮本裕之） 挙手全員です。したがって、議案第26号、平成31年度北広島町下水道事業特別会計予算は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 3 3 議案第 2 7 号 平成 3 1 年度北広島町農業集落排水事業特別会計予算

- 議長（宮本裕之） 日程第 3 3、議案第 2 7 号、平成 3 1 年度北広島町農業集落排水事業特別会計予算について討論を行います。まず、本案に対する反対討論を許します。反対討論はありませんか。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は举手願います。（举手全員）
- 議長（宮本裕之） 举手全員です。したがって、議案第 2 7 号、平成 3 1 年度北広島町農業集落排水事業特別会計予算は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 3 4 議案第 2 8 号 平成 3 1 年度北広島町介護保険特別会計予算

- 議長（宮本裕之） 日程第 3 4、議案第 2 8 号、平成 3 1 年度北広島町介護保険特別会計予算について討論を行います。まず、本案に対する反対討論を許します。反対討論はありませんか。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は举手願います。（举手全員）
- 議長（宮本裕之） 举手全員です。したがって、議案第 2 8 号、平成 3 1 年度北広島町介護保険特別会計予算は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 3 5 議案第 2 9 号 平成 3 1 年度北広島町電気事業特別会計予算

- 議長（宮本裕之） 日程第 3 5、議案第 2 9 号、平成 3 1 年度北広島町電気事業特別会計予算について討論を行います。まず、本案に対する反対討論を許します。反対討論はありませんか。次に賛成討論を許します。賛成討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は举手願います。（举手全員）
- 議長（宮本裕之） 举手全員です。したがって、議案第 2 9 号、平成 3 1 年度北広島町電気事業特別会計予算は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 3 6 議案第 3 0 号 平成 3 1 年度北広島町芸北財産区特別会計予算

○議長（宮本裕之） 日程第36、議案第30号、平成31年度北広島町芸北財産区特別会計予算について討論を行います。まず、本案に対する反対討論を許します。反対討論はありませんか。賛成討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手多数）

○議長（宮本裕之） 挙手多数です。したがって、議案第30号、平成31年度北広島町芸北財産区特別会計予算は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第37 議案第31号 平成31年度北広島町診療所特別会計予算

○議長（宮本裕之） 日程第37、議案第31号、平成31年度北広島町診療所特別会計予算について討論を行います。まず、本案に対する反対討論を許します。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（宮本裕之） 挙手全員です。したがって、議案第31号、平成31年度北広島町診療所特別会計予算は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第38 議案第32号 平成31年度北広島町情報基盤整備事業特別会計予算

○議長（宮本裕之） 日程第38、議案第32号、平成31年度北広島町情報基盤整備事業特別会計予算について討論を行います。まず、本案に対する反対討論を許します。反対討論はありませんか。賛成討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（宮本裕之） 挙手全員です。したがって、議案第32号、平成31年度北広島町情報基盤整備事業特別会計予算は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第39 議案第33号 平成31年度北広島町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（宮本裕之） 日程第39、議案第33号、平成31年度北広島町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。まず、本案に対する反対討論を許します。反対討論はありませんか。2番、美濃議員。

○2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。議案第33号、北広島町後期高齢者医療特別会計予算の反対討論を行います。私は、これまでも後期高齢者医療制度そのものの仕組みが問題である



として、毎年の予算、決算に対して廃止を求めてきました。それは75歳という年齢で差別し、後期高齢者の人口と医療費が増えれば増えるほど保険料の値上げに直結しており、露骨な受診抑制をもたらす最悪の医療制度であるからです。よって、議案第33号に反対するものです。議員各位のご賛同をお願いします。

- 議長（宮本裕之） 次に賛成討論はありませんか。ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）
- 議長（宮本裕之） 起立多数です。したがって、議案第33号、平成31年度北広島町後期高齢者医療特別会計予算は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第40 議案第34号 平成31年度北広島町水道事業会計予算

- 議長（宮本裕之） 日程第40、議案第34号、平成31年度北広島町水道事業会計予算について討論を行います。まず、本案に対する反対討論を許します。反対討論はありませんか。2番、美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。議案第34号、北広島町水道事業会計予算に対し、反対討論を行います。この予算は、4月から値上げする水道料金を含んだ予算です。この間指摘してきたように、この料金改定は、庶民が使用する水の値上げ率を最も高くし、大口利用者が使用する水の値上げ率は大幅に低くしています。しかし、大口利用者が使用する料金は、県内で2番目に安くなっているため特別に配慮する必要がないからです。反面、収入が上がらない庶民にとっては、生きていくために欠かせない庶民の水道料金を大幅に引き上げることは大きな打撃を与え、暮らしを脅かします。さらに10月には消費税が増税される予定で、追い打ちをかけるものです。よって、庶民の暮らしを脅かす水道料金値上げを含めた当初予算に反対します。議員各位のご賛同をお願いします。
- 議長（宮本裕之） 次に賛成討論を許します。賛成討論はありませんか。ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）
- 議長（宮本裕之） 起立多数です。したがって、議案第34号、平成31年度北広島町水道事業会計予算は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第41 陳情等の常任委員会審査報告

- 議長（宮本裕之） 日程第41、陳情等の常任委員会審査報告を議題とします。本定例会で各常任委員会へ審査の付託を行っております陳情等の審査の結果報告を求めます。文教厚生常任委員会、大林委員長。
- 文教厚生常任委員長（大林正行） 委員会審査報告を行います。平成31年3月20日。北広島

町議会議長宮本裕之様。文教厚生常任委員会委員長大林正行。3月4日、本会議において、本委員会へ付託された次の件については、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。事件の番号、陳情第1号、件名、陳情書。審査の結果は、採択でございます。この陳情書は、新庄学園の創立110周年記念事業である新校舎建築に援助を求めるものでありますが、採択の理由は、町財政が非常に厳しいことは十分理解しておりますが、新庄学園の地域経済などへの貢献度を考慮し、財政が許す範囲で支援していくことが必要であると考え、採択といたしました。議員各位のご賛同よろしくお願いいたします。

○議長（宮本裕之） 以上で、常任委員会の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第42 陳情審査

○議長（宮本裕之） 日程第42、陳情審査を行います。陳情第1号、陳情書を議題とします。これより質疑を行います。文教厚生常任委員会委員長の審査報告に対して質疑はありますか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありますか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより陳情第1号、陳情書を採決します。本件について、文教厚生常任委員会委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（宮本裕之） 挙手全員です。したがって、委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第43 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（宮本裕之） 日程第43、閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。お手元に配付のとおり、総務常任委員会委員長並びに産業建設常任委員会副委員長より、閉会中の継続審査の申し出が提出されております。お諮りします。申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（宮本裕之） ご異議なしと認めます。したがって、申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。ここで、町長から発言の申し出がありますので、発言を許します。箕野町長。

○町長（箕野博司） 3月議会定例会審議のほう終了したということでもあります。一言お礼のご挨拶を申し上げます。3月4日の開会から本日までの17日間、議員の皆様におかれましては、終始熱心な調査、ご議論、ご審議のもと、提案をいたしました全ての議案につきましてご承認をいただき、まことにありがとうございました。平成31年度当初予算に計上しました事業等を確実に実行することはもとより、明るく元気なまちづくりを目指し、全職員と総力を挙げて邁進してまいります。今後とも町行政の運営につきまして、ご理解とご協力のほどよろしくお願いを申し上げます。議員、町民の皆様より一層のご健勝とご活躍を祈念申し上げます。

閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮本裕之） これで箕野町長の発言を終わります。暫時休憩します。1時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 50分 休憩

午後 1時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（宮本裕之） 再開し、会議を続けます。ここで濱田議員より発言の申し出がありますので、これを許します。1番、濱田議員。

○1番（濱田芳晴） 1番、濱田芳晴でございます。私は、2年前に申し合わせ事項で副議長の職をやめさせていただきます。お願いします。

○議長（宮本裕之） ただいま副議長より辞職願の提出がありました。お諮りします。副議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（宮本裕之） ご異議なしと認めます。したがって、副議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第1 副議長の辞職について

○議長（宮本裕之） 追加日程第1、副議長の辞職についてを議題とします。地方自治法第117条の規定に基づき、副議長の退席を求めます。（濱田副議長退席）

○議長（宮本裕之） 事務局より辞職願を朗読させます。事務局長。

○事務局長（坂本伸次） 北広島町議会議長宮本裕之様。副議長職の辞職願。私は、平成29年3月の議員懇談会で申し合わせのとおり、本日をもって副議長職の辞職願を提出いたします。平成31年3月20日 北広島町議会副議長濱田芳晴。

○議長（宮本裕之） お諮りします。濱田議員の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（宮本裕之） ご異議なしと認めます。したがって、濱田議員の副議長の辞職を許可することに決定しました。濱田議員の入場を求めます。（濱田議員入場）お諮りします。副議長の辞職に伴い、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（宮本裕之） ご異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第2として、直ちに議題とすることに決定いたしました。暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 1時 03分 休憩

午後 1時 17分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（宮本裕之） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 追加日程第2 副議長の選挙

- 議長（宮本裕之） 追加日程第2、副議長の選挙を行います。議場の出入り口を閉めます。（議場閉鎖）
- 議長（宮本裕之） 選挙は投票により行います。副議長選挙は、意思表示の有無にかかわらず、最多得票数を得た議員が当選者となります。ただいまの出席議員は15名です。次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に6番、森脇議員及び8番、山形議員を指名します。投票用紙を配ります。（投票用紙配布）
- 議長（宮本裕之） 念のために申し上げます。投票は単記の無記名です。投票用紙の配付漏れはありませんか。配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。（投票箱点検）
- 議長（宮本裕之） 異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と名前を読み上げますので。順番に投票をお願いいたします。
- 議会事務局長（坂本伸次） 1番、濱田議員、2番、美濃議員、3番、真倉議員、4番、湊議員、5番、敷本議員、6番、森脇議員、8番、山形議員、9番、亀岡議員、10番、梅尾議員、11番、室坂議員、12番、服部議員、13番、伊藤議員、14番、中田議員、15番、大林議員、16番、宮本議員。（点呼・投票）
- 議長（宮本裕之） 投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。これより開票を行います。6番、森脇議員、8番、山形議員、開票の立ち会いをお願いします。それでは開票を行ってください。（開票）
- 議長（宮本裕之） 選挙の結果を報告いたします。投票総数15票、有効投票15票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、濱田議員7票、中田議員5票、大林議員3票。以上のとおりです。この選挙の法定得票数は4票です。したがって、濱田議員が副議長に当選されました。議場の出入り口を開きます。（議場開鎖）
- 議長（宮本裕之） ただいま副議長に当選されました濱田議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知を行います。ここで濱田議員の発言を許します。
- 副議長（濱田芳晴） まずもって、当選をさせていただきましてありがとうございました。2名の方と争ったわけでございますが、2名の方も立派にいろんな所信表明をされました。残った議員の方もいろいろな意見をお持ちでありましょう。そのいろんな意見を新しい議長とともに

まとめながら、安定した北広島町の議会を求めて活躍してみたいと思います。議員各位のそれぞれの協力を一つよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（宮本裕之） 各位のご協力ありがとうございました。暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 1時 21分 休憩

午後 1時 分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（宮本裕之） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第44 常任委員会の選任について

○議長（宮本裕之） 日程第44、常任委員会の選任についてを議題とします。常任委員会委員の選任については、北広島町議会委員会条例第7条第4項及び北広島町議会基本条例第9条第2項の規定により、総務常任委員会に真倉議員、森脇議員、梅尾議員、服部議員、中田議員。文教厚生常任委員会に、美濃議員、敷本議員、山形議員、大林議員。産業建設常任委員会に濱田議員、湊議員、亀岡議員、室坂議員、伊藤議員。以上のおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（宮本裕之） ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名した方をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第45 議会運営委員会委員の選任について

○議長（宮本裕之） 日程第45、議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。議会運営委員会委員の選任については、北広島町議会委員会条例第7条第4項の規定により、真倉議員、梅尾議員、山形議員、美濃議員、湊議員、亀岡議員、濱田議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（宮本裕之） ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名した方をそれぞれの議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。ここで暫時休憩します。2時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 1時 36分 休憩

午後 2時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（宮本裕之） 再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第46 議会広報特別委員会の選任について

○議長（宮本裕之） 日程第46、議会広報特別委員会の委員の選任についてを議題とします。議会広報特別委員会委員の選任については、北広島町議会委員会条例第7条第4項の規定により、湊議員、敷本議員、山形議員、亀岡議員、服部議員、伊藤議員、真倉議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（宮本裕之） ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名した方を議会広報特別委員会委員に選任することに決定いたしました。先ほど選任いたしました各常任委員会、議会運営委員会、議会広報特別委員会の委員互選による正副委員長の結果が通知されておりますので、ご報告いたします。総務常任委員会委員長真倉議員、副委員長服部議員、文教厚生常任委員会委員長山形議員、副委員長敷本議員、産業建設常任委員会委員長湊議員、副委員長伊藤議員、議会運営委員会委員長亀岡議員、副委員長梅尾議員、議会広報特別委員会委員長伊藤議員、副委員長服部議員。以上のとおりです。ここで大林議員より発言の申し出がありますので、これを許します。15番、大林議員。

○15番（大林正行） このたび一身上の都合により広島県後期高齢者医療広域連合議会議員を辞職したいので、許可されますようお願いいたします。以上です。

○議長（宮本裕之） ただいま大林議員より辞職願の提出がありました。お諮りします。広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞職についてを日程に追加し、追加日程第3として議題とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（宮本裕之） ご異議なしと認めます。したがって、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞職についてを日程に追加し、追加日程第3として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第3 広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞職について

○議長（宮本裕之） 追加日程第3、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞職についてを議題とします。地方自治法第117条の規定に基づき、大林議員の退席を求めます。（大林議員

退席)

- 議長（宮本裕之） お諮りします。大林議員の広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞職を許可することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（宮本裕之） ご異議なしと認めます。したがって、大林議員の広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞職を許可することに決定しました。大林議員の入場を求めます。（大林議員入場）
- 議長（宮本裕之） お諮りします。  
広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞職に伴い、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第4として、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（宮本裕之） ご異議なしと認めます。したがって、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第4として、直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第4 広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

- 議長（宮本裕之） 追加日程第4、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。  
お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選とし、議長が指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（宮本裕之） ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選とし、議長が指名することに決定いたしました。広島県後期高齢者医療広域連合議会議員に、8番、山形議員を指名します。山形議員を広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。
- 議長（宮本裕之） ご異議なしと認めます。したがって、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員に山形議員が当選されました。山形議員には、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第47 閉会中の継続審査の申し出について

- 議長（宮本裕之） 日程第47、閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。先ほど報告しました各常任委員会委員長より所管事務調査について、会議規則第75条の規定により、閉会中も引き続き調査終了まで継続審査したい旨の申し出がありました。お諮りします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（宮本裕之） ご異議なしと認めます。したがって、申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定しました。これで本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。ここで閉会に当たり、一言申し上げます。今期定例会は、3月4日から本日までの17日間の会期

で開催され、平成31年度本町行政の根幹となります各会計予算を初め、平成30年度補正予算、条例改正案件等、数多くの町民生活に直結した重要案件が提出されました。各議員におかれましては、これらの案件に対し、熱心に審議、決定を賜り、予定の日程を無事終了いたしました。円滑な議会運営にご協力をいただき、心から感謝申し上げます。執行部におかれましては、それぞれの審議過程で議員各位から出されました意見などについて、特に意を用いられ、町政を推進されるよう切望いたします。この冬は、歴史的な暖冬で水不足が心配されますが、農作業等、町民生活において影響がないことを願います。議員皆様には一層ご自愛の上、本町発展のため、ますますのご活躍とご尽力を賜りますようお願い申し上げます、閉会の挨拶といたします。これをもって、平成31年第1回北広島町議会定例会を閉会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2時 07分 閉会

~~~~~ ○ ~~~~~